

基本計画委員会及び PT 等の設置及び運営について

1. 趣旨・目的

現行(第3期)海洋基本計画が計画期間の最終年度を迎える中、海洋政策の重要事項について審議し、海洋政策本部長に意見を述べるという参与会議の役割を十全に果たすための審議体制等を定めるものである。

2. 審議体制及び構成員等

(1) 次期海洋基本計画の策定に向けた全体的な検討を行うため、参与会議の下に「基本計画委員会」を設置する。

(2) 基本計画委員会には、令和3年度の参与会議意見書に定められた主要テーマのうち、集中的な検討が必要な専門的な内容のテーマについて議論するため、次のプロジェクトチームその他の会議体(以下「PT 等」という。)を設置することができる。

○国産海洋資源開発の推進について検討するプロジェクトチーム

(3) 上記「基本計画委員会」及び「PT 等」の構成員は、次のとおりとする。

① 基本計画委員会は、参与全員を構成員とし、参与会議座長(以下「座長」という。)が委員長を、同会議座長代理が委員長代理を、それぞれ兼ねるものとする。

② PT 等は、座長が参与からの意見を聴取した上で指名した参与及びその他の有識者並びに関係行政機関を構成員とする。

③ PT 等の運営及び取りまとめを担う主査は、当該 PT 等を構成する参与のうちから座長が指名する。

④ 基本計画委員会及び PT 等には、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 基本計画委員会及び PT 等の運営

(1) PT 等は審議結果を基本計画委員会に報告するものとする。

(2) 基本計画委員会は、自らの審議及び PT 等での審議結果を踏まえ、次期海洋基本計画の基本的な事項につき取りまとめを行い、参与会議へ報告する。

(3) 基本計画委員会及び PT 等の会議については、原則として非公開とする。

(4) 前各項に定めるもののほか、基本計画委員会又は PT 等の運営に関し必要な事項は、構成員である参与間で協議し、それぞれ委員長又は主査が定めることとする。